

# 大津市国際化推進大綱

多様な文化が共生するまちづくりをめざして

平成25年3月

大 津 市

## はじめに

本市においては、昭和33年に「大津国際文化観光都市建設に関する決議」が大津市議会において議決され、その後、昭和44年にはアメリカ合衆国・ランシング市と姉妹都市締結するなど、比較的早い時期から地方自治体レベルでの国際化に取り組んできた経過がある。

その後、昭和55年に策定された当時の「大津市総合計画基本構想」において、国際感覚を持った市民育成を目的とした海外友好都市との親善交流を位置付けるなど、施策として「国際化」が明示され、国際交流の推進を目的とした「国際親善組織の育成」「使節団の相互派遣」「市民団体による海外諸都市との交流促進」を目指すなど、市民と行政との連携による地域の国際化を推進してきた。

さらに平成3年に策定された「大津市総合計画基本計画」において、「平和社会への貢献」の観点からも国際化施策を位置付け、本市施策の中において一層幅広い視点から地域の国際化に取り組んできた。

こうした中、国際協力への機運の高まりや在住外国人の急激な増加にかかる諸課題の表面化など、地方自治体に新たな対応が求められたことから、平成7年に「大津市国際化推進懇話会」を設置し、本市における国際化の現状と課題分析を踏まえた基本的方向性を示すため「大津市国際化対策大綱」を策定した。

本市では、平成18年に策定した大津市総合計画に基づき各種施策を展開しているところであり、その施策の中の一つとして、「多様な文化が共生するまちづくり」を掲げ、国際化に関する諸事業を推進している。本大綱は、大津市総合計画との相互関係、補完関係のもと、大津市における国際化に関する指針として機能しているところであるが、近年の情報通信技術の急速な発達や経済のグローバル化の進展により、策定当時とは地域の国際化を取り巻く環境が変化していることから、名称を「大津市国際化推進大綱」と変更し、時点修正を主眼とした部分的な見直しを行うものである。

# 目 次

第1章 大津市の国際化の現況と課題	1
第2章 国際化の推進に向けての基本方針	3
第1節 幅広い国際交流の促進	3
1. 姉妹友好都市などとの交流の継承と発展	3
2. 経済交流・国際協力等の交流事業の推進	3
第2節 国際感覚の醸成	4
1. 市民の国際交流機会の創出	4
2. 国際理解教育の推進	4
3. 行政における国際人の育成	4
第3節 国際交流を通じたまちづくり	6
1. 情報体制の整備	6
2. 外国人が活動しやすい基盤の整備	6
3. 交流の場となる拠点施設の充実	6
第4節 国際交流推進体制の充実	7
1. 市民の積極的な参加を推進する仕組みづくり	7
2. 民間国際交流団体の活動促進	7
3. 庁内体制の充実	7
総括	9

## 第1章 大津市の国際化の現況と課題

### [現況]

大津市においては、これまでの間にアメリカ合衆国・ランシング市（昭和44年）、スイス連邦・インターラーケン市（昭和53年）、ドイツ連邦共和国・ヴェルツブルク市（昭和54年）、中華人民共和国・牡丹江市（昭和59年）、大韓民国・亀尾市（平成2年）の5つの都市と姉妹友好都市提携を行い、文化、教育、スポーツ等の様々な分野における親善交流を推進するなど、市民との協働による草の根交流を通じ、諸外国との友好親善、相互理解に努めてきたところである。

また、平成22年にはオーストラリア連邦・モスマン市と「市民友好交流に関する合意書」を交換し、市民による自主的な友好交流を行政が側面的に支援するという新たな都市間交流の形態を構築した。

このように、本市における国際交流は、大津市国際親善協会などの市民団体、さらには国際交流活動に対して意欲の高い市民により推進されてきた歴史があり、市民と行政との協働により地域の国際化が進んできたと言える。

また、近年、我が国における在住外国人の数が急増していることに伴い、本市においても人口の約1.2%を占める4,000人以上の外国籍市民が暮らしている。国籍や民族の異なる市民がその文化的差異を認め合い、対等な関係において相互理解を深めることは、あらゆる市民の人権を尊重することであり、外国籍市民を含めたすべての市民が地域社会づくりに参画できる「多様な文化が共生するまちづくり」の推進が必要である。

### [課題]

交通や通信手段の発達により、諸外国との物理的、精神的距離が短縮され、容易に市民が異文化に触れることのできる機会が増えつつある。また、特定非営利活動促進法の施行などにより、ボランティア活動を始めとする市民による社会貢献活動が活発化していることから、地域社会においてもこれまで以上に国際交流や国際協力を行う市民や市民団体による活動の広がりが予想される。

このような中、市民の国際感覚の涵養に向けて、異文化に触れる機会を創出するとともに、社会の変化に柔軟に対応できる国際的な視野を持った人材を育成していくことが重要であり、そのためには、外国語教育の充実を図るほか、日常的に外国文化に親しみを持てる環境づくりを進めるなど、「多文化共生社会」に対応した語学力や価値観を持つ人づくりが必要であると考えられる。

また、本市における外国籍市民の数は、ここ数年大きな増減は見られないものの、いわゆるニューカマーの割合は増加傾向にあり、コミュニケーションが困難な外国籍市民

が抱える問題が多様化している。専門的な対応の必要性、災害時要援護者としての在住外国人支援策など、地域住民の一員として安心して暮らせる環境の整備が求められている。

こうした社会情勢のもと、市民が主体となった国際交流活動を促進するため、市民団体と行政の役割を整理し、大津市国際親善協会等の市民団体による多様な分野の国際交流事業を促進していく必要がある。

## 第2章 国際化推進に向けての基本方針

### 第1節 幅広い国際交流の促進

#### 1. 姉妹友好都市等との交流の継承と発展

姉妹友好都市提携に至った経緯は様々であるが、これまでに各都市の間では、行政間による交流だけでなく、文化、教育、スポーツなどの多様な分野において市民レベルでの交流が積み重ねられ、市民交流を基調とした良好な関係が構築されてきた。これらの交流をより発展させるためには、行政間交流を継続しつつ、これまでの市民交流により培われてきた人間関係をベースとした交流の充実、強化を図る必要がある。

また、従来の姉妹友好都市とは異なる交流形態として、オーストラリア連邦・モスマン市との間で「市民友好交流に関する合意書」を交換している。この交流形態は、これまでの姉妹友好都市関係のように行政としての責任や義務を伴うものではなく、表敬訪問の受入等により市民の自主的な交流活動を側面的に支援することを基調としたものであり、今後の本市における諸外国との交流においては、こうした市民交流をベースとした国際交流活動を促進するものとする。

#### 2. 経済交流・国際協力等の交流事業の推進

地域経済団体等による国際交流活動に対する支援や、環境問題などの都市課題解決を目的とする国際的企業への支援をはじめ、JICA（独立行政法人国際協力機構）による「青年海外協力隊」「シニア海外ボランティア」事業の周知を行うなど、市民主体の国際貢献、国際協力活動を促進する。

さらに、多言語による観光情報の発信等により外国人観光客の誘客を図るほか、国際会議やシンポジウムを積極的に誘致し、国際交流を通じた地域の活性化を目指す。

## 第2節 国際感覚の醸成

### 1. 市民の国際交流機会の創出

本市においては、これまでから国際交流や多文化共生に取り組んでいる市民団体等により、各種講座やイベントなどを通じて市民が異文化に触れることができる機会が提供されてきたところであるが、近年においては、学校間交流や事業者間交流など、多様な主体による自主的な国際交流活動がより活発に展開されている。

こうした団体や事業者による自主的な交流を尊重するとともに、これまでの交流において培われてきた人の絆などの人的資源を活用することなどにより、市民による自主的な国際交流活動を側面的に支援し、新たな担い手の掘り起こしなどによる交流の輪の広がりを促進する。

また、各種関係団体等によるホームステイ・ホームビジットなどの受入やボランティアガイドの組織化など、市民が国際交流活動に参画する機会の創出に対しても支援する。

### 2. 国際理解教育の推進

文化や価値観の異なる人々と相互理解を図るためには、学校教育や生涯学習、地域活動など、様々な場面を通じて異文化に触れ、互いに理解を深めることが必要である。

その一環として、本市においてはこれまで姉妹都市であるアメリカ合衆国・ランシング市との間で中学生の相互派遣事業に取り組んできたところであるが、新たな学習指導要領においては、小学校においても外国語を通じ言語や文化について体験的に理解を深めることや、外国語によるコミュニケーション能力の素地を養うことが目標とされている。

こうしたことから、市内小中学校における外国語指導助手（ALT）の配置を充実させ、外国語教育の推進を図るほか、国際文化理解講座等の開催により、幼少期から異文化に接することができる機会を創出し、将来的に国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

また、本市には特色ある6つの大学が立地しており、各大学と相互協力に関する協定を締結していることから、留学生の受入や海外留学支援、市民と留学生との交流事業など、大学を核とした国際交流、国際協力事業についても促進する。

### 3. 行政における国際人の育成

本市においては、平成2年より国際交流、多文化共生施策の担当所属を設け、総合的に地域の国際化を推進しているほか、全国市町村研修財団が本市内に設置している全国

市町村国際文化研修所へ職員を継続して派遣するなど、国際感覚豊かな職員の育成に取り組んできた。

地域社会における外国籍市民の生活の多様化に伴い、行政窓口などにおいても、外国人に対応する機会が増加していることなどから、各種研修への参加などにより、職員の国際感覚の涵養、外国人とのコミュニケーション能力の向上を図る。



## 第3節 国際交流を通じたまちづくり

### 1. 情報体制の整備

日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民が日常生活を送るにあたり、生活に必要な情報を円滑に取得できるよう、また、外国人観光客等の来訪者が安心して滞在できるよう情報提供体制を強化していく必要がある。さらに、大規模災害時における外国人滞在者への情報発信方法を確立する必要がある。

今後、情報通信技術等を効果的に活用した多様な情報提供体制の整備について、大津市国際親善協会などの市民団体と連携しながら推進していく。

### 2. 外国人が活動しやすい基盤の整備

公共施設の館内案内や市街地に設置されている案内情報などには、外国語が併記されていないものもあり、日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民や外国人旅行者などが不自由なく活動する環境が十分には整っていない。

こうしたことから、関係機関との連携のもと、多くの外国人が利用する公共交通機関や観光関連施設における外国語案内の表示を促進するなど、外国人が活動しやすい環境の整備を進める。

### 3. 交流の場となる拠点施設の充実

本市においては、「大津市国際交流サロン」を開設し、市民による国際交流活動の拠点施設として提供しているところである。「大津市国際交流サロン」は、これまでから本市の国際化施策に行政と一体となって取り組んできた大津市国際親善協会がその活動拠点として活用するなど、行政と市民による活動拠点としての機能も併せ持っている。

各種情報の収集・提供機能の強化、多言語によるコミュニケーション支援体制の確立などを図るためにも当該協会の運営を支援し、施設機能の充実を目指す。

## 第4節 国際交流推進体制の充実

### 1. 市民の積極的な参加を推進する仕組みづくり

近年の航空運賃の低価格化等により、今や海外旅行は市民にとって大変身近なものとなっている。こうした海外旅行などの機会を通じ、多くの市民が異文化に触れ、国際感覚を身に付けることは、本市の国際化を図る上において大きな推進力となることから、親善交流を目的とした市民による姉妹・友好都市等の訪問時には、相手方との連絡調整を行うなど行政としての支援を行う。

また、海外生活経験者や青年海外協力隊経験者、優れた語学力を有する市民などが地域の国際化に参画し、協力できるよう、関係団体等との情報共有や連携強化を図る。

### 2. 民間国際交流団体の活動促進

本市においては、平成23年4月より「大津市『結の湖都』協働のまちづくり推進条例」を施行し、市民・市民団体、事業者と行政との三者協働によるまちづくりを推進しているところである。

国際交流に関しては、昭和62年3月に当時の自治省が示した「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」において、「地域レベルの国際交流において本来望まれる主体は民間部門である」「公・民協働協力体制を確立することが、地域レベルの国際交流を成功に導く鍵となる」と記されているなど、当時から地域における国際交流施策については、市民を主体とする行政との協働が、その成否を分ける大きな要素とされてきた。その後も国からは数度にわたり国際化に関する指針等が示されたが、その中でも「地域の国際交流における本来の担い手は民間団体や住民」であることが一貫して基調とされている。

このようなことから、本市においても「国際交流の主役は市民」であるとの認識のもと、大津市国際親善協会をはじめとする関係団体等との協働により諸外国都市との交流を推進してきた。今後もこれまで以上に交流を推進していく必要があることから、関係団体等の自立活動を促進し、一層の協働関係を構築していく。

### 3. 庁内体制の充実

地方自治体における国際化施策の位置付けは時代とともに変遷しており、とりわけ、国際交流に関しては、姉妹友好都市等とのこれまでの交流において両市民の間で築かれてきた人と人との絆を活かすことが持続可能な交流には欠かせない視点となっている。

行政は市民による主体的な活動との協働体制を構築することが重要であり、市民の意

見を広く取り入れながら整合性のある施策を展開するため、庁内の関係部署との連携を強化しながら、住民参画型のきめ細かな国際施策の充実を図る必要がある。

## 総 括

「大津市国際化対策大綱」が策定されてから15年以上が経過する中で、平成23年4月には「大津市『結の湖都』協働のまちづくり条例」を施行し、市民・市民団体、事業者、行政の三者による協働が本市におけるまちづくりの基本姿勢として位置付けられるなど、市政を取巻く状況は時代に合わせて変化している。

こうした視点から「大津市国際化対策大綱」を検証したとき、「協働」「多文化共生」などの今日的表現は欠けているものの、その概念については包含されていることから、今回は「大津市における国際化施策に関するアンケート」により一般市民から寄せられた声や、大津市国際親善協会などの市民団体との意見交換等により得られた意見を参考として、表現の修正、実現困難な事業の精査、社会情勢への対応などを主眼とした事務的な見直しを行ったものである。

来たる平成25年度には現大津市総合計画の第3期実行計画が始期を迎えることなどから、本大綱の抜本的改訂については今後の検討課題とするとともに、改訂にあたっては、学識者、市民、事業者など、広く各方面からの意見を反映、集約するよう努めるものとする。